

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.52

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(一社)北海道消費者協
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

白糠町に48番目の地域ネットワークが設立

釧路管内では、6ヶ所目となる地域ネットワークが白糠町に設立されました。地域ネットワークの設立を進めている北海道消費者協会の星野が設立総会に参加したので、その模様を報告いたします。

設立総会は、12月13日に白糠町の役場で開催され、白糠町、釧路警察署、白糠町社会福祉協議会、白糠消費者協会等6団体の11名が出席しました。

始めに、新井田白糠消費者協会会長より、設立に至った経緯等の報告があり、年藤釧路警察署生活安全課長より、最近の悪質商法事案の取り締まりについて説明がありました。

啓発活動にはネットワークニュースを活用

続いて、「白糠町消費者被害防止ネットワーク」の設置要綱や今後の取り組みについて話し合いました。具体的には、年1回の情報交換会や必要に応じ臨時会議を開催

し、消費者被害の事例について情報の共有化をはかる。また、未然防止の啓発活動として、ネットワークニュースを関係機関等に提供することなどを決めました。

設立総会終了後、今後の活動に役立てる目的で、先進地域の取り組み状況等を学ぶ「地域消費者被害防止ネットワークセミナー」を開催しました。星野が講師役を務め、各地の事例紹介や今後の活動についてお話ししました。

白糠でも押し買いなどの高齢者被害が

白糠町でも、押し買いや高齢者被害があることから、すでに「振り込め詐欺防止」をうたった、のぼりやパンフレット等による啓発活動は活発ですが、ネットワークの設立により、町民の「安全・安心」が一層強化されるものと確信し、白糠を後にしました。



一般社団法人 北海道消費者協会
教育啓発部長 星野 武治

見守り 新鮮情報

第153号

事例1

除雪機で作業中、**後退するとき**に**転倒**し、
除雪機の**下敷き**になって**死亡**した。

(70歳代 男性)

事例2

除雪機を使って自宅の庭の除雪作業をしていた
際、**詰まった雪**を取ろうと**手を入れた**ところ、
左手の中指を**骨折**した。**エンジン**は止めたつも
りだったが、**止まっていなかった**。

(60歳代 男性)



歩行型除雪機による事故に注意!

ひとこと 助言

正しく使おう



見守るくん

- 自宅敷地内等の除雪に使われる歩行型除雪機(以下、除雪機)は、免許なしで操作でき簡便に扱うことができますが、重症に至る事故も発生しています。
- 事故は、もともと備わっている安全装置を作動しないようにするなど誤った使い方をしているときにも起きています。作業を行う前に取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。
- 投雪口の雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って行いましょう。
- 転倒したり足を挟まれたりしないよう、足元や周囲に障害物がないことを確認し、無理のない速度で使用しましょう。
- 周囲の人を巻き込んだ事故も起きています。作業を行う際は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせないようにしましょう。